

## 「提言型政策仕分け」 提言を受けた各府省の取組概要

担当府省名	厚生労働省				
番号/テーマ	B5-5	社会保障:年金制度(安定的な年金財政運営等)			
提言	<p>現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは①年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、②人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。</p> <p>なお、③一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。</p>				
個別項目	検討状況		実施スケジュール	既の実施済/達成した事項	詳細資料
	検討方法	検討の方向性			
①年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき	社会保障審議会年金部会等の場において、特例水準の解消について検討を行った。	世代間の公平を図り、年金財政の持続可能性を図る等の観点から、特例水準の解消について検討を行った。	特例水準2.5%分を平成24年度から平成26年度の3年間で解消するため、平成24年10月分から年金額をさらに0.9%引き下げる内容の「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を平成24年2月10日に提出。		国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/180-16.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/180-16.pdf</a> )
②人口構成、賃金、金利などの前提について、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。 このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告	社会保障審議会年金部会の下に設置した「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」において、経済・金融の有識者により、検討を行っていく。	<p>新しい人口推計の結果を踏まえた上で、新しく公表された内閣府の経済見通しを参考にしつつ、経済前提の設定(※)に用いる経済モデルに関して、経済モデルの建て方、労働力の設定、長期の経済前提、足下の経済前提等の事項を検討しており、その内容は、専門委員会の資料や議事録を、引き続きホームページでオープンにしていく。</p> <p>(※)公的年金制度においては、法律の規定に基づき、超長期の年金財政の将来見通しを作成し、財政状況を検証することとされており、今回は遅くとも平成26年2月までに実施する予定。これを実施するためには、将来の人口の見通しや超長期の物価、賃金、運用利回り(経済前提)を設定することが必要</p>	平成26年2月までに、専門委員会において財政検証に用いる長期の経済前提に関する報告を取りまとめ、その上で、財政検証として長期の財政見通しを作成する。 また、社会保障・税一体改革素案に基づき、引き続き具体的な検討が進められている年金改革の議論を経て、方向性が定まれば、今後、必要に応じて財政試算を示していく。		年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi24">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi24</a> ) 第3回年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会(平成23年12月19日開催)資料2-1 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001yn42-att/2r9852000001z16r.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001yn42-att/2r9852000001z16r.pdf</a> )

<p>③低所得者の年金の拡充を行うべき</p>	<p>社会保障審議会年金部会等の場において、具体的な内容について検討を行っていく。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。</p>	<p>消費税引上げの増収分を充てて、税財源により行われる低所得者加算の具体的な制度設計に当たっては、社会保障・税一体改革素案で示された考え方を基礎として、(1)加算によって確保される水準の意味、(2)加算を受けられる対象範囲、(3)保険料納付のインセンティブを阻害しない方法といった点に留意して検討していく必要がある。</p>	<p>税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。</p>		<p>社会保障審議会年金部会 (<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi22">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi22</a>)</p>
-------------------------	--	---	--	--	--